

告 示

埼玉県告示第七百三十五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、吉川市から吉川市の区域内において行われる（仮称）越谷都市計画事業吉川美南駅周辺地域土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十九年六月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

吉川市吉川美南駅周辺地域整備課

三郷市都市デザイン課

越谷市都市計画課

八潮市都市計画課

草加市都市計画課

千葉県流山市環境政策・放射能対策課

二 縦覧の期間

平成二十九年六月二十三日（金）から平成二十九年七月七日（金）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）